多治見市告示第　号

多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成８年規則第14号）第20条の規定に基づき、コロナ禍において物価が高騰している状況の中で、池田保育園及び旭ケ丘保育園の指定管理者が質及び量を保った給食を継続的に提供することを目的として実施する食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

（支援対象者）

第２条　支援金の交付対象者（以下「支援対象者」という。）は、市内の公の施設の指定管理者のうち、多治見市池田保育園及び多治見市旭ケ丘保育園の指定管理者とする。

（支援対象経費及び支援金の額）

第３条　支援対象経費及び支援金の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象経費 | 支援金の額 |
| 令和４年10月から令和５年３月までの６月分において、前年の同期と比較して上昇した給食の食材費。ただし、光熱水費、人件費などは含まない。 | 対象経費の実支出額。ただし、令和４年10月から令和５年３月までの給食提供食数に単価15円を乗じた額を上限とする。 |

２　前項の規定にかかわらず、国又は県から前項に掲げる支給対象経費に関し補助金等が交付されている場合は、支援金の額から当該補助金等の額を減ずる。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付申請書（別記様式第１号）を市長に提出をしなければならない。

２　前項の申請の期限は、令和５年３月17日とする。

（交付決定）

第５条　市長は、支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付・不交付決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第６条　市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　既に交付を受けた支援金について、前項の規定により交付決定を取り消された交付決定者は、当該取り消された部分につき速やかに市に返還しなければならない。

（その他）

第７条　支援金の交付に関しこの要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成８年告示第29号）の定めるところによる。

附　則

１　この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

２　多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第１　２　児童福祉対策事業の項に次のように加える。

|  |
| --- |
| ７　食材価格高騰対策指定管理者緊急支援事業 |
|  | １　食材価格高騰対策指定管理者緊急支援事業 |
|  |  | １　食材価格高騰対策指定管理者緊急支援事業 | 市の食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付要綱による。 | 要綱による。 | 要綱による。 | 要綱による。 |

別表第４　２　児童福祉対策事業の項に次のように加える。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ７ | 食材価格高騰対策指定管理者緊急支援事業 | １ | 食材価格高騰対策指定管理者緊急支援事業 | １ | 食材価格高騰対策指定管理者緊急支援事業 |

別記様式第１号（第４条関係）

別記様式第２号（第５条関係）

別記様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

　多治見市長

申請者　（所在地）

（名　称）

　　代表者氏名　　　　　　　　　　(※)印

(※)記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付申請書指定管理者指定申請書

　多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金の交付を受けたいので、多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。

１　対象施設

２　支援金交付申請額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

(１)　多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金収支計算書(別添１)

(２)　多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金収支内訳書１(別添２)

(３)　多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金収支内訳書２(別添３)

(４)　その他市長が必要と認める書類

別添１



別添２



別添３



様式第２号（第５条関係）

多治見市指令財第　　　号

年　　月　　日

申請者　（所在地）

（名　称）

代表者氏名

多治見市長　　　　　　　　　印

多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金（交付・不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで提出のありました多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付申請について、多治見市食材価格高騰対策指定管理者緊急支援金交付要綱第５条の規定により、次のとおり支援金の（交付・不交付）を決定しました補助金の交付を決定しました補助金の交付ができませんので通知します。

　１　支援金交付決定の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 称 |  |
| 支援金交付決定額 |  |

　２　交付ができない理由

|  |
| --- |
|  |